

(整理番号 2018)

長野地方最低賃金審議会
第2回長野県各種商品小売業専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月8日	10時30分～11時40分	
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
議題	1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正審議について 2 その他		
<p>1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正審議について</p> <p>(1) 労働者側代表委員の基本的な考え方</p> <p>賃金改正の基本的な考え方等に関する資料を配付し、下記事項について意見が述べられた。</p> <p>ア 現下のコロナ禍において、長野県内で当該業種に従事している労働者の実態から、県最賃、他の特定最賃業種との格差拡大の改善を図る必要があること。</p> <p>イ 同一労働同一賃金の観点から、パートタイム労働者が公正な待遇を確保し、納得して働く環境を整え、処遇や賃金格差を是正する必要があること。</p> <p>ウ 県内の景気動向は、他業種では厳しい状況が継続している中、当該業種は巣ごもり需要等により、堅実に業績を伸ばしている企業があり、回復に向けた改善がみられること。</p> <p>(2) 使用者側代表委員の基本的な考え方</p> <p>賃金改正の基本的な考え方等について、下記事項について意見が述べられた。</p> <p>ア 現在の景気動向について、各機関が発表している各種経済動向に係る調査等において、景気は依然として厳しい状況にあること。</p> <p>イ コロナ禍の現下において、多くの中小規模事業者は、国・県等の給付金、補助金、融資等の支援を受けて事業継続・雇用の維持を図っているのが現状であり、これ以上の最低賃金額の引上げは、中小規模事業者を窮地に追い込むこと。</p> <p>(3) 金額提示</p> <p>ア 労働者代表側の金額提示</p> <p>本年の長野県春季賃上げの卸売・小売業の妥結率1.40%を引用し、12円引上げ867円とする金額提示があった。</p> <p>イ 使用者代表側の金額提示</p> <p>他産業の特定最賃が2円で結審している状況から、1円引上げ856円とする金額提示があった。</p> <p>労使双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りがないことから、引続き次回(10月16日)に金額審議されることとなった。</p>			

2 その他

次回専門部会の開催日程の確認

令和2年10月16日(金)10時30分から長野労働基準監督署会議室

配付資料

- 1 長野地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿(各種商品小売業)
- 2 特定最低賃金専門部会運営規程(各種商品小売業)
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金専門部会長報告(令和元年10月10日付け(写))
- 4 長野県各種商品小売業最低賃金改正決定答申文(令和元年10月10日付け(写))
- 5 長野市消費者物価指数 令和2年8月分(確報値)長野県企画振興部情報政策課
- 6 企業短期経済観測調査(2020年10月1日)日銀松本支店
- 7 最近の雇用情勢(令和2年8月分)長野労働局
- 8 【長野労働局】職業別求人募集(平均)賃金 令和2年8月分
- 9 長野県における最低賃金額改定の推移(引上額等)